

資料3

府政原防第636号
令和3年6月25日

関係道府県防災主管部長 殿
関係道府県原子力防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（原子力防災担当）付 参事官（企画・国際担当）
参事官（地域防災担当）
(公印省略)

原子力災害に係る個別避難計画の作成等に当たっての留意点について

平素より防災対策及び原子力防災対策の推進に御尽力いただきありがとうございます。
災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）等による改正後の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「法」という。）の適正な運用に当たり、原子力災害に係る個別避難計画の作成に係る留意点を下記の通り示しますので、執務上の参考とされるとともに、貴道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いします。

なお、本通知の作成に当たっては、内閣府（防災担当）及び消防庁にも確認をしております。また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 原子力災害に係る個別避難計画の作成等について

- 改正後の災害対策基本法においては、個別避難計画の作成の努力義務化等に係る規定が新設されたところであるが、当該規定は原子力災害についても適用され、法においても必要な読み替え規定が整備されたところ。
- このため、原子力災害対策指針に定める原子力災害対策重点区域をその区域内に含むなど、原子力災害への対応が必要と考える市町村は、避難行動要支援者名簿を作成している者につき、水害や津波・地震等に加え、原子力災害も想定した個別避難計画を作成等すべきである。当該市町村において原子力災害を想定した個別避難計画の作成等を行うに当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月（令和3年5月改正）内閣府（防災担当））を参照するとともに、本通知に基づき対応すること。
- 各市町村においては、原子力災害対応の特性を踏まえ、原子力災害に係る個別避難計画の作成・活用方針等に関して、地域防災計画等に必要な定めを行い、優先度や段取り、

様式に記載すべき事項等を検討した上で、原子力災害に係る個別避難計画の作成等に取り組むこと。なお、原子力災害と原子力災害以外の災害（以下「一般災害」という。）対応に係る個別避難計画は、それぞれの計画の作成が求められるが、個人情報の取り扱い等に留意しつつ、一般災害の個別避難計画の特記事項として原子力災害の留意事項を記載等するなどして共有化することも考えられる。

(特記事項への原子力災害に係る追記事項例)

- ・原子力災害対策重点区域（PAZ 又は UPZ）の区分
- ・施設敷地緊急事態要避難者の該当可否（PAZ に限る。）
- ・避難に当たっての一次集合場所（自家用車以外で避難する場合に限る。）
- ・放射線防護対策が講じられた施設等の名称及び住所（PAZ 内の施設敷地緊急事態要避難者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者の場合に限る。）
- ・避難先市町村名（予め避難先施設が決まっている場合には、その名称及び住所を記載。）

2. 個別避難計画の作成等に当たっての一般防災部局及び原子力防災部局の連携について
原子力災害と一般災害に係る個別避難計画等の取組を連携させることが、当該取組の推進を加速する場合には、以下に示す各事項に留意して連携を図ることが望ましい。

- 個別避難計画の作成に当たっては、原子力災害対応に特化したデータ収集等に必要な経費（調査費等）については原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の活用も可能であるが、作業や経費が重複することのないよう、一般防災部局及び原子力防災部局において十分に連携すること。
- 連携方策として、具体的には、
 - ・各市町村内に「避難行動要支援者連絡会議（仮称）」が設置される場合に、一般防災部局のみならず原子力防災部局も参画する等、関係部局間における密接な情報共有・検討体制を整備すること
 - ・原子力災害と一般災害に係る避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する情報の取得や、避難行動要支援者及び避難支援等実施者からの同意取得等の作業を両部局において一体的に行うこと等の取組みが考えられる。

以上

(問合せ先)
内閣府政策統括官（原子力防災担当）付
参事官（企画・国際担当）付 佐藤、岡口
Tel : 03-3581-4230
参事官（地域防災担当）付 小林、桂
Tel : 03-3581-3463